

文部科学省研究開発局地震・防災研究課委託事業
受託者 経理担当者 殿

裁量労働制のエフォート管理に必要な書類の解釈について

日頃より、地震・防災研究行政に御協力いただきまことにありがとうございます。文部科学省研究開発局地震・防災研究課委託事業においては、公募要領又は仕様書並びに科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局委託事務処理要領及び関係法令に基づき、適切な事務を執り行っているところですが、このことについて、改めて周知がありましたので、連絡いたします。

1. 科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局委託事務処理要領においては、人件費は、委託業務への実従事時間及び従事者に支払った支給額に基づく必要があること（要領第8（3））
2. 裁量労働制を適用している労働者であっても、使用者は当該労働者の労働時間を把握する義務があること（労働基準法施行規則第24条の2の2第3項）を踏まえ、裁量労働制を適用している従事者であっても、特例的な扱いはせず、他の従事者と同様に委託要領第6に規定する関係書類を全て備えることが適当。

以上、連絡しますので、引き続き適切な事務の執行に務めていただきますよう、お願い申し上げます。

平成28年 月 日

文部科学省研究開発局地震・防災研究課

（本件照会先）

専門職 角田 友隆（連絡先：03-5253-4111（内線 4136））

管理係長 楠田 等（連絡先：03-5253-4111（内線 4136））

○科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（抜粋）

第6 委託契約書第9条に定める支出を証する書類とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (2) 人件費は、備上決議書（日額、時間給の決定事項を含む。）、出勤簿、作業日報、
出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類

第8 委託業務の実施に必要な経費の執行等にあたっては、次の各号に留意する。

- (3) 人件費のうち、乙との雇用関係がある従事者であって、委託業務への実従事時間及び従事者に支払った支給額に基づくこと。また、派遣職員の場合は委託業務への従事時間に応じて派遣会社に支払った額に基づくこと。
- (4) 委託業務の従事時間は、原則、乙において定められている基準内労働時間とすること。
- (5) 甲が委託業務の内容を勘案し、必要があると認めるときは、あらかじめ人件費に時間外勤務手当を計上することができる。乙は、時間外勤務手当を支給した場合、当該時間外勤務の作業内容及び作業時間を詳細に記載した書類を額の確定調査等において、甲に提示しなければならない。
- (6) あらかじめ人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務において、乙がやむを得ず時間外勤務手当を支給したときは、当該時間外勤務の作業内容、作業時間及び時間外勤務となった理由を詳細に記載した書類を額の確定調査等において、甲に提示しなければならない。当該時間外勤務に要した経費は、甲が必要であると認めたときは、人件費の対象とすることができる。
- (8) 複数の業務に従事する者の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、他の業務と重複がないことを明らかにすること。
- (9) 人件費を増額しようとするときは、委託業務の内容の変更による場合、又は真にやむを得ない場合に限られる。

○労働基準法（抜粋）

第三十八条の三 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、労働者を第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、第二号に掲げる時間労働したものとみなす。

一 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（以下この条において「対象業務」という。）

二 対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間

三 対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと。

四 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。

五 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 前条第三項の規定は、前項の協定について準用する。

○労働基準法施行規則（抜粋）

第二十四条の二の二 法第三十八条の三第一項の規定は、法第四章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用する。

3 法第三十八条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十八条の三第一項に規定する協定（労働協約による場合を除き、労使委員会
の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）の有効期間の定め

二 使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。

イ 法第三十八条の三第一項第四号に規定する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置

ロ 法第三十八条の三第一項第五号に規定する労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置

専門業務型裁量労働制の適正な導入のために



東京労働局 労働基準監督署

専門業務型裁量労働制とは？

専門業務型裁量労働制とは、労働基準法第38条の3に基づく制度であり、業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分等を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務として、法令等により定められた19業務の中から、対象となる業務を労使協定で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使協定であらかじめ定めた時間を労働したものとみなす制度です。

制度導入のための手続は？

専門業務型裁量労働制を導入するためには、導入する事業場ごとに、次の事項について、書面による労使協定において定める必要があります。

また、労使協定は、労働基準法施行規則様式第13号（専門業務型裁量労働制に関する協定届）により、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出ることが必要であり、労使協定については労働者に周知させなければなりません。

- 1 対象業務（法令等により定められた19業務）
- 2 みなし労働時間（対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間）
- 3 対象業務を遂行する手段及び時間配分の決定等に関し、対象業務に従事する労働者に具体的な指示をしないこと
- 4 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況の把握方法と把握した労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための措置の具体的内容
- 5 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理のため実施する措置の具体的内容
- 6 有効期間（3年以内とすることが望ましい。）
- 7 上記4及び5に関し、把握した労働時間の状況と講じた健康・福祉確保措置及び苦情処理措置の記録を協定の有効期間中及びその期間の満了後3年間保存すること

※ なお時間外労働・休憩時間・休日労働・深夜業に関する事項の取扱いについては、就業規則において定めれば足りるものですが、専門業務型裁量労働制の対象労働者についてその他の労働者と異なる取り扱いとする場合等は、これらについても労使協定で規定しておくことも可能です。

1-1 専門業務型裁量労働制の対象業務（法令等で定める19業務）

法令等とは、労働基準法施行規則第24条の2の2第2項（次の①～⑤の業務）と、同項第6号により厚生労働大臣が指定する業務を定める平成9年2月14日労働省告示第7号（次の⑥～⑱の業務）のことです。

専門業務型裁量労働制を導入できるのは、以下の19業務（以下「対象業務」という。）です。

- ① 新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務
- ② 情報処理システム（電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であってプログラムの設計の基本となるものをいう。）の分析又は設計の業務
- ③ 新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送番組（注）の制作のための取材若しくは編集の業務
- ④ 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務
- ⑤ 放送番組（注）、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務
- ⑥ 広告、宣伝等における商品等の内容、特長等に係る文章の案の考案の業務（いわゆるコピーライターの業務）
- ⑦ 事業運営において情報処理システム（②に規定する情報処理システムと同じ。）を活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務（いわゆるシステムコンサルタントの業務）
- ⑧ 建築物内における照明器具、家具等の配置に関する考案、表現又は助言の業務（いわゆるインテリアコーディネーターの業務）
- ⑨ ゲーム用ソフトウェアの創作の業務
- ⑩ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務（いわゆる証券アナリストの業務）
- ⑪ 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- ⑫ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。）
- ⑬ 公認会計士の業務
- ⑭ 弁護士の業務
- ⑮ 建築士（一級建築士、二級建築士及び木造建築士）の業務
- ⑯ 不動産鑑定士の業務
- ⑰ 介理士の業務
- ⑱ 税理士の業務
- ⑲ 中小企業診断士の業務

（注）上の対象業務の③と⑤における「放送番組」とは、

- ・ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第4号に規定する放送番組
- ・ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の放送番組
- ・ 有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組

の総称です。

1-2 対象業務の詳細について

対象業務は前ページの19業務に限定され、その19業務の範囲は次のとおりです。

- ① 新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務
「新商品若しくは新技術の研究開発」とは、材料、製品、生産・製造工程等の開発又は技術的改善等をいうものであること。
- ② 情報処理システム（電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であってプログラムの設計の基本となるものをいう。）の分析又は設計の業務
「情報処理システム」とは、情報の整理、加工、蓄積、検索等の処理を目的として、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、通信ネットワーク、データを処理するプログラム等が構成要素として組み合わされた体系をいうものであること。
「情報処理システムの分析又は設計の業務」とは、(i) ニーズの把握、ユーザーの業務分析等に基づいた最適な業務処理方法の決定及びその方法に適合する機種を選定、(ii) 入出力設計、処理手順の設計等アプリケーション・システムの設計、機械構成の細部の決定、ソフトウェアの決定等、(iii) システム稼働後のシステムの評価、問題点の発見、その解決のための改善等の業務をいうものであること。プログラムの設計又は作成を行うプログラマーは含まれないものであること。
- ③ 新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送番組（2ページの注）の制作のための取材若しくは編集の業務
「新聞又は出版の事業」には、新聞、定期刊行物にニュースを提供するニュース供給業も含まれるものであること。なお、新聞又は出版の事業以外の事業で記事の取材又は編集の業務に従事する者、例えば社内報の編集者等は含まれないものであること。
「取材又は編集の業務」とは、記事の内容に関する企画及び立案、記事の取材、原稿の作成、割付け・レイアウト・内容のチェック等の業務をいうものであること。記事の取材に当たって、記者に同行するカメラマンの業務や、単なる校正の業務は含まれないものであること。
「放送番組の制作のための取材の業務」とは、報道番組、ドキュメンタリー等の制作のために行われる取材、インタビュー等の業務をいうものであること。取材に同行するカメラマンや技術スタッフは含まれないものであること。
「編集の業務」とは、上記の取材を要する番組における取材対象の選定等の企画及び取材によって得られたものを番組に構成するための内容的な編集をいうものであり、音量調整、フィルムの作成等技術的編集は含まれないものであること。
- ④ 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務
「広告」には、商品のパッケージ、ディスプレイ等広く宣伝を目的としたものも含まれるものであること。考案されたデザインに基づき、単に図面の作成、製品の制作等の業務を行う者は含まれないものであること。
- ⑤ 放送番組（2ページの注）、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務
「放送番組、映画等の制作」には、ビデオ、レコード、音楽テープ等の制作及び演劇、コンサート、ショー等の興行等が含まれるものであること。
「プロデューサーの業務」とは、制作全般について責任を持ち、企画の決定、対外折衝、スタッフの選定、予算の管理等を総括して行うことをいうものであること。「ディレクターの業務」とは、スタッフを統率し、指揮し、現場の制作作業の統括を行うことをいうものであること。
- ⑥ 広告、宣伝等における商品等の内容、特長等に係る文章の案の考案の業務
いわゆるコピーライターの業務をいうものであること。
「広告、宣伝等」には、商品等の内容、特長等に係る文章伝達の媒体一般が含まれるものであり、また、営利目的か否かを問わず、啓蒙、啓発のための文章も含まれるものであること。
「商品等」とは、単に商行為たる売買の目的物たる物品にとどまるものではなく、動産である

か不動産であるか、また、有体物であるか無体物であるかを問わないものであること。

「内容、特長等」には、キャッチフレーズ（おおむね10文字前後で読み手を引きつける魅力的な言葉）、ボディコピー（より詳しい商品内容等の説明）、スローガン（企業の考え方や姿勢を分かりやすく表現したもの）等が含まれるものであること。

「文章」については、その長短を問わないものであること。

- ⑦ 事業運営において情報処理システム（電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であってプログラムの設計の基本となるものをいう。）を活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務

いわゆるシステムコンサルタントの業務をいうものであること。

「情報処理システム」とは前記②に規定する情報処理システムをいうこと。

「情報処理システムを活用するための問題点の把握」とは、現行の情報処理システム又は業務遂行体制についてヒアリング等を行い、新しい情報処理システムの導入又は現行情報処理システムの改善に関し、情報処理システムを効率的、有効に活用するための方法について問題点の把握を行うことをいうものであること。

「それを活用するための方法に関する考案若しくは助言」とは、情報処理システムの開発に必要な時間、費用等を考慮した上で、新しい情報処理システムの導入や現行の情報処理システムの改善に関しシステムを効率的、有効に活用するための方法を考案し、助言（専ら時間配分を顧客の都合に合わせざるを得ない相談業務は含まない。以下同義。）することをいうものであること。

アプリケーションの設計又は開発の業務、データベース設計又は構築の業務は含まれないものであり、当該業務は前記②の業務に含まれること。

- ⑧ 建築物内における照明器具、家具等の配置に関する考案、表現又は助言の業務

いわゆるインテリアコーディネーターの業務をいうものであること。

「照明器具、家具等」には、照明器具、家具の他、建具、建装品（ブラインド、びょうぶ、額縁等）、じゅうたん、カーテン等繊維製品等が含まれるものであること。

「配置に関する考案、表現又は助言の業務」とは、顧客の要望を踏まえたインテリアをイメージし、照明器具、家具等の選定又はその具体的な配置を考案した上で、顧客に対してインテリアに関する助言を行う業務、提案書を作成する業務、模型を作製する業務又は家具等の配置の際の立ち合いの業務をいうものであること。

内装等の施工など建設業務、専ら図面や提案書等の清書を行う業務、専ら模型の作製等を行う業務、家具販売店等における一定の時間帯を設定して行う相談業務は含まれないものであること。

- ⑨ ゲーム用ソフトウェアの創作の業務

「ゲーム用ソフトウェア」には、家庭用テレビゲーム用ソフトウェア、液晶表示装置を使用した携帯ゲーム用ソフトウェア、ゲームセンター等に設置される業務用テレビゲーム用ソフトウェア、パーソナルコンピュータゲーム用ソフトウェア等が含まれるものであること。

「創作」には、シナリオ作成（全体構想）、映像制作、音響制作等が含まれるものであること。

専ら他人の具体的指示に基づく裁量権のないプログラミング等を行う者又は創作されたソフトウェアに基づき単にCD-ROM等の製品の製造を行う者は含まれないものであること。

- ⑩ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務

いわゆる証券アナリストの業務をいうものであること。

「有価証券市場における相場等の動向」とは、株式相場、債券相場の動向のほかこれに影響を与える経済等の動向をいうものであること。

「有価証券の価値等」とは、有価証券に投資することによって将来得られる利益である値上がり益、利子、配当等の経済的価値及び有価証券の価値の基盤となる企業の事業活動をいうものであること。

「分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務」とは、有価証券等に関する高度の専門知識と分析技術を応用して分析し、当該分析の結果を踏まえて評価を行い、これら自らの分析

又は評価結果に基づいて運用担当者等に対し有価証券の投資に関する助言を行う業務をいうものであること。

ポートフォリオを構築又は管理する業務、一定の時間を設定して行う相談業務、専ら分析のためのデータの入力・整理を行う業務は含まれないものであること。

⑪ 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務

「金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発」とは、金融取引のリスクを減らしてより効率的に利益を得るため、金融工学のほか、統計学、数学、経済学等の知識をもって確率モデル等の作成、更新を行い、これによるシミュレーションの実施、その結果の検証等の技法を駆使した新たな金融商品の開発をいうものであること。

ここでいう「金融商品」とは、金融派生商品（金や原油などの原資産、株式や債権などの原証券の変化に依存してその値が変化する証券）及び同様の手法を用いた預貯金等をいうものであること。

金融サービスの企画立案又は構築の業務、金融商品の売買の業務、市場動向分析の業務、資産運用の業務、保険商品又は共済の開発に際してアクチュアリーが通常行う業務、商品名の変更のみをもって行う金融商品の開発の業務、専らデータの入力・整理を行う業務は含まれないものであること。

⑫ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。）

当該業務は、学校教育法に規定する大学の教授、准教授（注）又は講師の業務をいうものであること。

「教授研究」とは、大学の教授、准教授又は講師が学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事することをいうものであること。

「主として研究に従事する」とは、業務の中心はあくまで研究の業務であることをいうものであり、具体的には、研究の業務のほかに講義等の授業の業務に従事する場合に、その時間が、1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度であることをいうものであること。

なお、大学病院等において行われる診療の業務については、専ら診療行為を行う教授等が従事するものは、教授研究の業務に含まれないものであるが、医学研究を行う教授等がその一環として従事する診療の業務であって、チーム制（複数の医師が共同で診療の業務を担当するため、当該診療の業務について代替要員の確保が容易である体制をいう。）により行われるものは、教授研究の業務として扱って差し支えないこと。

ただし、大学の助手については、専ら人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する場合には、前記①に該当するものであること。

また、大学の助教（注）は、専ら人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事すると判断できる場合は、前記①の業務として取り扱うこと。この場合において、助教は、教授の業務を行うことができることになっていることから、その時間が1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものの1割程度以下であり、他の時間においては人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する場合には、専ら人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事するものとして取り扱って差し支えないこと。

（注）学校教育法の一部改正法が平成19年4月1日から施行され、大学の職員について、同法第58条において、助教に代えて「准教授」を設け、「助教」が新設されました。

⑬ 公認会計士の業務

「公認会計士の業務」とは、法令に基づいて公認会計士の業務とされている業務をいうものであり、例えば、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」業務、同条第2項に規定する「公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」業務が、これに該当するものであること。

⑭ 弁護士業務

「弁護士の業務」とは、法令に基づいて弁護士の業務とされている業務をいうものであり、例えば、弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条第1項に規定する「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他の法律事務」が、これに該当するものであること。

⑮ 建築士の業務

「建築士の業務」とは、法令に基づいて建築士の業務（1級建築士、2級建築士及び木造建築士の業務とされている業務）をいうものであり、例えば、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までに規定する設計又は工事監理がこれに該当するものであること。

例えば他の「建築士」の指示に基づいて専ら製図を行うなど補助的業務を行う者は含まれないものであること。

⑯ 不動産鑑定士の業務

「不動産鑑定士の業務」とは、法令に基づいて不動産鑑定士の業務とされている業務をいうものであり、例えば、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する「土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価格に表示する」業務が、これに該当するものであること。

⑰ 弁理士の業務

「弁理士の業務」とは、法令に基づいて弁理士の業務とされている業務をいうものであり、例えば、弁理士法（平成12年法律第49号）第4条第1項に規定する「特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務」が、これに該当するものであること。

⑱ 税理士の業務

「税理士の業務」とは、法令に基づいて税理士の業務とされている業務をいうものであり、例えば、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項に規定する税務代理又は税務書類の作成がこれに該当するものであること。

⑲ 中小企業診断士の業務

「中小企業診断士の業務」とは、法令に規定されている中小企業の経営の診断又は助言の業務をいうものであり、例えば、中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第3項に規定する一般診断業務（中小企業者に対して個別に行う診断若しくは助言又はその手段に対して行う診断若しくは助言）等がこれに該当するものであること。

なお、中小企業診断士の資格を有する者であっても、専ら中小企業診断士の業務以外の業務を行う者は含まれないものであること。

2 みなし労働時間

専門業務型裁量労働制において労使協定で定める時間、すなわち、みなし労働時間は、対象業務の遂行に必要とされる時間を1日当たりの労働時間として定める必要があり、1日以外の期間、例えば1箇月の労働時間として定めることはできません。

また、裁量労働制のみなし労働時間制度は、各日の労働時間にとらわれずに労働時間を算定するものであり、変形労働時間制との重複には、なじまないものです。

専門業務型裁量労働制に係る労働時間のみなしに関する規定は、労働基準法第4章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用されるものであり、同法第6章の年少者及び同法第6章の2の妊産婦等に関する規定における労働時間の算定には適用されませんので、例えば、同法第66条の規定により、妊産婦からの請求があった場合は、使用者は実際の労働時間が1日8時間及び1週40時間を超えないように労働させなければなりません。

なお、労働時間のみなしに関する規定が適用される場合であっても、休憩、深夜業、休日、年次有給休暇などの規定は排除されません。

3 対象業務を遂行する手段、時間配分の決定等に関し、対象労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと

労使協定には、「対象業務を遂行する手段、時間配分の決定等に関し、対象労働者に具体的な指示をしない」旨の事項を締結する必要があります。

この項目は届出様式第13号には記載されていないため、協定もれないよう注意してください。

4 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための措置の具体的内容

健康・福祉確保措置としては、次のものが考えられます。

- ☐ 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること
- ☐ 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること
- ☐ 働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること
- ☐ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること
- ☐ 把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること
- ☐ 働き過ぎによる健康障害防止の観点から、必要に応じて、産業医等による助言、指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること

そしてこれらの健康・福祉確保措置を使用者がどのように講ずるかを労使協定で明確にする必要があります。これについては対象労働者の勤務状況の把握方法を具体的に明らかにし、対象労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間入社し、労務を提供し得る状態にあったか等を明らかにし得る出退勤時刻又は入退室時刻の記録等による方法であることが望ましいとされています。

※ さらに使用者は、把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、対象労働者への専門業務型裁量労働制の適用について必要な見直しを行うことを協定に含めることが望ましいことに留意することが必要です。

5 対象となる労働者からの苦情の処理のために実施する措置の具体的内容

労使協定で定める苦情処理措置についてはその内容を具体的に明らかにすること、例えば、苦情の申出の窓口及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順・方法等を明らかにすることが望ましいとされています。その際、使用者や人事担当者以外の者を申出の窓口とすること等の工夫により、対象労働者が苦情を申し出やすい仕組みとすることや、取り扱う苦情の範囲については対象労働者に適用される評価制度、賃金制度等専門業務型裁量労働制に付随する事項に関する苦情も含むことが望ましいとされています。

※ 健康・福祉確保措置及び苦情処理措置の具体的な内容については、企画業務型裁量労働制における同措置と同等のものとすることが望ましいとされています。その主な内容は上記のとおりですが、さらに詳しい内容について

ては、平成11年12月27日労働省告示第149号「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」を参考としてください。

6 有効期間

労使協定の有効期間については、不適切に本制度が運用されることを防ぐため、3年以内とすることが望ましいとされています。

7 記録の保存

次の事項の記録については、労使協定の有効期間中と有効期間満了後3年間保存しなければならず、このことを労使協定に定めておく必要があります。

- ① 対象労働者の労働時間の状況
- ② 対象労働者の健康・福祉確保措置の状況
- ③ 対象労働者からの苦情処理措置の状況

8 その他 労使協定が望ましい事項

みなし労働時間制の対象労働者に対しては、労働時間の状況に応じた健康・福祉確保措置を講ずる必要があること、及び健康・福祉確保措置又は苦情処理措置と併せて事後措置も設けることが望ましいことから、「出退勤時刻の管理」や「裁量労働制適用の中止」の事項も労使協定が望ましい事項となります。

9 時間外労働・休日労働・深夜業・休憩時間

(1) 時間外労働

みなし労働時間が法定労働時間（1日8時間・1週間40時間が原則）を超える場合には時間外労働になりますので、使用者は労働基準法第36条第1項の協定（時間外労働協定）を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出た上で、法定労働時間を超えた部分の時間に対しては、同法第37条第1項により2割5分増以上の割増賃金を支払わなければなりません。

(2) 休日労働

みなし労働時間制が適用になる場合でも、労働基準法第35条の休日（法定休日）の規定は適用されますので、使用者は同法第36条第1項の協定（休日労働協定）を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出た上で、対象労働者が法定休日（毎週1回又は4週4日の休日）に労働した場合には同法第37条第1項により、その日の労働に応じた3割5分増以上の割増賃金を支払わなければなりません。

(3) 深夜業

みなし労働時間制の対象労働者が午後10時から午前5時までの深夜に労働した場合にも、労働基準法第37条第4項が適用されますので、現実はこの時間帯に労働した時間に応じた2割5分増以上の割増賃金を支払わなければなりません。

(4) 休憩時間

使用者は労働基準法第34条の規定により、みなし労働時間が6時間を超え8時間までであれば45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩時間を与えなければなりません。

ただし、対象労働者に所定の休憩時間を指示することは労働時間の配分についての指示となりますので、可能な限り所定の時間に休むようにさせ、その時間に休めなければ別の時間帯に休憩をとるようにさせる必要があります。

専門業務型裁量労働制を導入する場合においては、就業規則における始業・終業時刻の定めの特例であることなどにより、就業規則では、①労使協定の締結により裁量労働を命じることがあること、②始業・終業時刻の定めの特例があること等について定めた上で、労働者に周知して所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

〔就業規則規定例〕

第〇条 専門業務型裁量労働制は、労使協定で定める対象労働者に適用する。

- ② 前項で適用する労働者（以下「裁量労働適用者」という。）が、所定労働日に勤務した場合には、第〇条に定める就業時間に関わらず、労使協定で定める時間労働したものとみなす。
- ③ 前項のみなし労働時間が所定労働時間を超える部分については、賃金規程第〇条により割増賃金を支給する。
- ④ 裁量労働適用者の始業・終業時刻は、第〇条で定める所定就業時刻を基本とするが、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用者の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。
- ⑤ 裁量労働適用者の休憩時間は、第〇条の定めによるが、裁量労働適用者の裁量により時間変更できるものとする。
- ⑥ 裁量労働適用者の休日は第〇条で定めるところによる。
- ⑦ 裁量労働適用者が、休日又は深夜に労働する場合については、あらかじめ所属長の許可を受けなければならないものとする。
- ⑧ 前項により、許可を受けて休日又は深夜に業務を行った場合、会社は、賃金規程第〇条により割増賃金を支払うものとする。

〔労使協定例〕

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、労働基準法第38条の3の規定に基づき専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり協定する。

第1条 適用対象者

本協定は、次の各号に掲げる従業員（以下「裁量労働適用者」という。）に適用する。

- (1) 研究開発部において新商品又は新技術の研究開発の業務に従事する従業員
- (2) 情報システム部において情報処理システムの分析又は設計の業務に従事する従業員

第2条 専門業務型裁量労働制の原則

裁量労働適用者に対しては、会社は、業務遂行の手段及び時間配分の決定等につき具体的な指示をしないものとする。

第3条 労働時間の取り扱い

裁量労働適用者が所定労働日に勤務した場合は、就業規則第〇条に定める就業時間に関わらず、1日9時間勤務したものとみなす。

第4条 時間外手当

みなし労働時間が就業規則第〇条に定める所定労働時間を超える部分については、時間外労働として取り扱い、賃金規程第〇条の定めるところより割増賃金を支払う。

第5条 休憩・休日

裁量労働適用者の休憩・所定休日については、就業規則の定めるところによる。

第6条 裁量労働適用者の出勤等の手続

裁量労働適用者は、出勤した日については、出退室時にIDカードを勤怠管理システム端末のカードリーダーに通して、出退勤時刻を記録しなければならない。

- 2 裁量労働適用者が、出張等業務の都合により事業場外で従事する場合には、事前に所属長の下承を得てこれを行わなければならない。所属長の下承を得た場合には、第3条に定める時

間労働したものとみなす。

- 3 裁量労働適用者が、所定休日に勤務する場合には、休日労働に関する協定の範囲内で事前に所属長に申請し、許可を得なければならない。所属長の許可を得た場合、裁量労働適用者の休日労働に対しては、賃金規程第○条に定めるところにより割増賃金を支払う。
- 4 裁量労働適用者が、午後10時から午前5時までの深夜に勤務する場合には、事前に所属長に申請し、許可を得なければならない。所属長の許可を得た場合、裁量労働適用者の深夜業に対しては、賃金規程第○条に定めるところにより割増賃金を支払う。

第7条 裁量労働適用者の健康と福祉の確保

裁量労働適用者の健康と福祉を確保するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 裁量労働適用者の健康状態を把握するために次の措置を実施する。
 - イ 所属長は、入退室時のIDカードの記録により、裁量労働適用者の在社時間を把握する。
 - ロ 裁量労働適用者は、2箇月に1回、自己の健康状態について所定の「自己診断カード」に記入の上、所属長に提出する。
 - ハ 所属長は、ロの自己診断カードを受領後、速やかに、裁量労働適用者ごとに健康状態等についてヒアリングを行う。
- (2) 使用者は、(1)の結果を取りまとめ、産業医に提出するとともに、産業医が必要と認めるときには、次の措置を実施する。
 - イ 定期健康診断とは別に、特別健康診断を実施する。
 - ロ 特別休暇を付与する。
- (3) 精神・身体両面の健康についての相談室を厚生室に設置する。

第8条 裁量労働適用の中止

前条の措置の結果、裁量労働適用者に裁量労働を適用することがふさわしくないと認められた場合または裁量労働適用者が裁量労働の適用の中止を申し出た場合は、使用者は、当該労働者に専門業務型裁量労働制を適用しないものとする。

第9条 苦情の処理

裁量労働適用者から苦情等があった場合には、次の手続きに従い、対応するものとする。

- (1) 裁量労働相談室を次のとおり開設する。

イ 場所	総務部
ロ 開設日時	毎週金曜日10：00～12：00と17：00～19：00
ハ 相談員	〇〇〇〇
- (2) 裁量労働相談室で取り扱う苦情等の範囲は、次のとおりとする。
 - イ 裁量労働制の運用に関する全般の事項
 - ロ 裁量労働適用者に適用している評価制度、これに対応する賃金制度等の処遇制度全般
- (3) 相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努めるとともに、必要に応じて実態調査を行い、解決策等を労使に報告する。

第10条 勤務状況等の保存

使用者は、裁量労働適用者の勤務状況、裁量労働適用者の健康と福祉を確保するために講じた措置、裁量労働適用者からの苦情について講じた措置の記録をこの協定の有効期間の始期から有効期間満了後3年間を経過する時まで保存することとする。

第11条 協定の有効期間

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの1年間とする。

平成○年○月○日

株式会社〇〇〇〇	代表取締役	〇〇〇〇	印
〇〇〇〇労働組合	執行委員長	〇〇〇〇	印

専門業務型裁量労働制に関する協定届（記載例）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）					
製造業	〇〇株式会社 △△研究所	〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1 (03-3512-1613)					
業務の種類	業務の内容	該当労働者数	1日の所定労働時間数	協定で定める時間	労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 (労働者の労働時間の状況の把握方法)	労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置	協定の有効期間
新商品・新技術の研究開発または人文科学・自然科学に関する研究業務	研究所において製品技術などに関し自己の研究計画によって、開発・試験などを行う。	10名	7時間30分	9時間	2ヶ月に1回、所属長が健康状態についてヒアリングを行い、必要に応じて特別健康診断の実施や、特別休暇の付与を行う。 (IDカード)	毎週金曜日10：00～12：00と17：00～19：00に総務部に裁量労働制の運用、評価制度および賃金制度等の処遇制度全般の苦情を扱う。本人のプライバシーに配慮した上で、実態調査を行い、解決策を労使に報告する。	平成〇〇年〇月〇日 から 平成〇〇年〇月〇日 まで
時間外労働に関する協定の届出年月日		平成〇〇年〇月〇日					

協定の成立年月日 平成〇〇年〇月〇日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 〇〇労働組合 執行委員長
氏名 〇〇〇〇

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ ）

平成〇〇年〇月〇日

中央 労働基準監督署長 殿 使用者 職名 〇〇株式会社 代表取締役
氏名 〇〇〇〇 印

記載心得

- 1 「業務の内容」の欄には、業務の性質上当該業務の遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要がある旨を具体的に記入すること。
- 2 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置（労働者の労働時間の状況の把握方法）」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働者の労働時間の状況の把握方法を具体的に（ ）内に記入すること。
- 3 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 4 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日（届出をしていない場合はその予定年月日）を記入すること。ただし、協定で定める時間が労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。

専門業務型裁量労働制Q&A

問1 専門業務型裁量労働制に係る労働時間のみなし労働時間は、週1日の法定休日以外の所定休日における労働時間にも適用になるのか。

答 専門業務型裁量労働制に係る労働時間のみなしは、労働基準法第4章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用され、みなし労働時間は1日当たりの時間数として、専門業務型裁量労働制の場合は労使協定で定めることが必要です。

例えば、専門業務型裁量労働制の労使協定で1日当たりのみなし時間を、所定労働日について7時間30分、及び法定休日以外の所定休日において労働した場合も1日について7時間30分と定めると、法定休日以外の所定休日において労働した場合の労働基準法上の労働時間は1日について7時間30分として算定されます。

ただし、みなし労働時間は労働基準法第4章の休憩・休日・深夜業・年次有給休暇に関する規定を除外していませんので、例えば法定の休日や深夜業に労働させた場合には、実際の労働時間に応じた割増賃金の支払義務が同法により生じます。

問2 ある事業場で、労働基準法第38条の4第1項による労使委員会を設置し、企画業務型裁量労働制の決議は行わず、専門業務型裁量労働制の決議のみを行った場合、当該決議は有効となるのか。

答 労働基準法第38条の4第5項の規定に基づく協定代替決議であれば有効となります。

また、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（労働時間等設定改善法）」に基づく労働時間等設定改善委員会について委員の5分の4以上の多数による専門業務型裁量労働制に関する決議が行われた場合も同様ですが、この場合、①委員会が事業場ごとに設置されていること、②委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名されていること、③議事録を作成・保存すること等が必要となります。

問3 これまで、対象業務である税理士の補助者として税務書類の作成を行う労働者についても専門業務型裁量労働適用者として労使協定を締結し、「みなし労働時間」を適用させていたが、労働基準法の適用はどうなるのか。

答 専門業務型裁量労働制の対象業務は労働基準法施行規則第24条の2の2第2項と平成9年2月14日労働省告示第7号で定める業務（このリーフレットの対象業務の項を参照）に限定されることから、問の例のような、法令等で定める対象業務の類似業務であっても、「対象業務（税理士の業務）」そのものでない業務に就く労働者については、労使協定に専門業務型裁量労働適用者と定めても、労使協定で定める「みなし労働時間」の法的効果は生じません。

従って、税理士でなく補助として税務書類の作成を行う労働者の労働時間は、実際に算定される時間により労働基準法が適用になります。

よって、実際の労働時間が、労働基準法第36条第1項による時間外労働協定の締結なしに法定の労働時間を超える場合や同協定における時間外労働の限度時間を超える場合は、同法第32条違反となるほか、実際の時間外労働に対し割増賃金の支払いが必要となります。